

5精教学電第331号  
令和5年5月23日

精華町立中学校生徒保護者 各位

精華町教育委員会  
教育長 川村 智  
(公印省略)

精華町立中学校における学校給食の開始について（お知らせ）

平素は、精華町教育行政にご理解とご協力を賜り感謝いたします。

さて、令和5年5月に精華町防災食育センターが完成し、精華町立中学校における学校給食を、令和5年度2学期から開始する運びとなりました。

つきましては、その内容について、下記のとおり保護者の皆様にお知らせいたします。

記

- 1 給食開始日 令和5年9月1日（金曜日）
- 2 実施方法 センター方式（調理・配送等業務を事業者へ委託し実施）
- 3 委託業者 株式会社 東洋食品
- 4 調理場所 精華町防災食育センター（精華中学校北隣）
- 5 給食献立 精華町立小中学校統一献立とし、中学生に適正な量を提供します。
- 6 アレルギー対応 鶏卵除去食を月1回程度実施  
(現在町内小学校で実施している内容と同様)
- 7 給食実施日
  - ①原則、始業式の翌日から終業式の前日まで
  - ②中間・期末考査実施期間中は給食実施なし
  - ③その他行事の際の給食実施については各学校ごと及び学年ごとに異なります。
- 8 開始準備

## プレ給食の実施

調理した給食の配送を行い、各校で生徒及び教職員が配膳、喫食、下膳、片付けを体験し、課題の発見と改善点の確認を行います。

実施日 令和5年8月29日（火曜日）

## 9. 給食費について

### ① 給食費の額 1食当り320円

給食を食べる生徒の保護者全員に精華町学校給食費補助金を交付します。補助金適用後の給食費は1食当り300円です。

給食費補助金は、世帯の所得などにかかわらず給食を食べる全ての生徒の保護者が対象となります。

校長が保護者に代わって代理申請、代理受領しますので、学校から別途お知らせする通知により、委任状を提出してください。

### ② 給食費の徴収

給食費は各学校が徴収します。給食開始は9月1日からですが、給食食材調達費用支払いのため、給食開始月より前もって徴収させていただきます。

詳細は各学校からのお知らせをご確認ください。

## 10. その他

この度開始する中学校給食は、町立小学校で実施しています自校調理方式と異なり、センター調理によりますが、小学校給食の内容を踏襲し、原則として献立、アレルギー対応、給食費の徴収方法などは、同様の形で実施いたします。

なお、給食開始に当り、準備する物品や給食費の徴収日など詳細については、別途各校からの通知などをご確認ください。

担当	教育委員会 教育部 学校教育課
電話番号	(0774) 95-1906
FAX 番号	(0774) 94-5176
e-mail	gakkyou@town.seika.lg.jp